

「 悩み続けた授業料徴収事務 」
- 本校における指導態勢とその結果の変容 -

沖縄県立宮古総合実業高等学校 事務長 岡 恵子
沖縄県立南風原高等学校 事務主事 金城育恵

これより沖縄県宮古地区の研究発表を行います。今発表では「悩み続けた授業料徴収事務 - 本校における指導態勢とその結果の変容 - 」と題しまして、平成 21 年度の宮古総合実業高校における授業料徴収への取組について発表いたします。

平成 22 年度より鳩山政権の目玉政策のひとつである「高校授業料の無償化制度」がスタートしました。

公立高校の授業料を徴収せず、私立高校生には世帯の年収に応じて年約 12 万～24 万円の「就学支援金」を支給するという内容であり、年間 4000 億円もの財源を必要とすることはご承知のところではありますが、授業料減免制度を利用してきた世帯には、新たな恩恵はなく、税負担だけ増えるケースが出てくるとのことです。

支援を本当に必要とする低所得世帯に傾斜配分することが必要だと考えるのは私達だけでしょうか。

なによりも、「高校授業料無償化」の法律の付則に施行 3 年後の見直し規程が盛り込まれていることが気になるところです。いつかはまた授業料徴収となるのでしょうか。

さて、今発表は納入側と徴収側の意識変革の必要性から、職員が一丸となった「指導態勢」の構築で納入改善が図られた結果の報告です。今さら、授業料徴収云々の発表なのか・・・と思わずにお聞きいただければ幸いです。

ここに、「公立高校の授業料滞納 4 億 6,000 万円」というインターネット記事から拾った数字があります。

「今般の経済状況の悪化では『やむを得ない』『それでいいのか』と賛否両論であることもまた事実である」と記されています。

公立高校において授業料滞納者対策に苦慮していることは全国共通で、今や、インターネットブログ、マスコミ報道等で社会的に知られていることは事実であり、本校においても同様であります。

それにしても、何故、納入しない、納入してくれないのでしょうか。「授業料を納入しなければならない」という規則があるかぎり、この悶々は永久不滅なのではないでしょうか。

幸いにして、今年度から公立高校の「授業料無償化」が決定しましたが、授

業料無償化は国にとって県にとって学校にとって、プラスとなるかマイナスとなるのでしょうか。始めてみないと如何とも言えないことではありますが、不透明な印象を受けます。

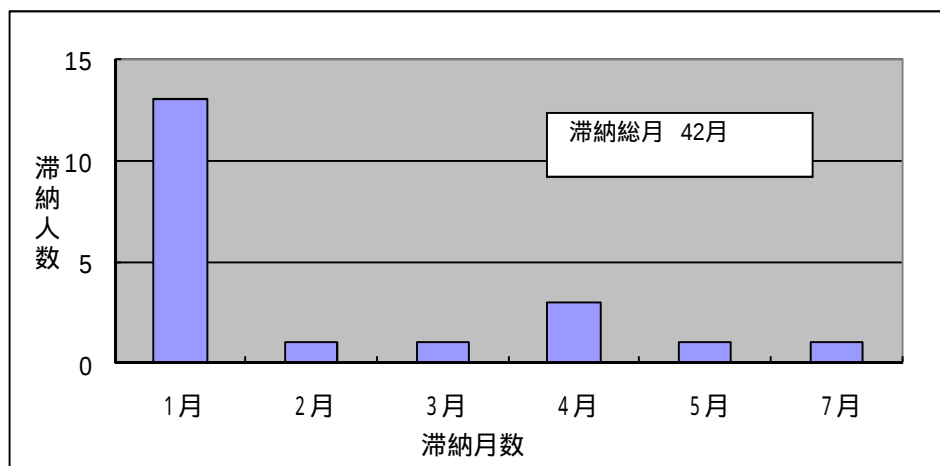
ところで、本校は、平成20年度に、水産高校と農林高校が改編統合した農林・水産・商業の3課程を併せ持つ全国的にも類を見ない専門高校です。全校生徒500名程度の小規模校ではありますが、6学科18クラスの多様性ある学校であります。

「専門高校は普通高校と比較して授業料納入が悪い」。よく聞く言葉であります但本校の授業料徴収事務もまったくそのとおりで困難をきたしております。

【表1】をご覧ください。本校の、平成21年4月1日現在における平成20年度の滞納状況です。

1 平成20年度授業料滞納状況（平成21年4月1日現在）

【表1】



20名の生徒が前年度分授業料が未納でありました。滞納総月は42月、額にして415,800円であります。

問題点として、滞納者を納入意識が欠落したまま進級させたことがあげられます。複数月滞納者が7名、その中には滞納月が7月にもなる生徒がいました。2月以上も滞納し進級した生徒の心境はどういうものなのでしょうか。

「授業料なんて納めなくてもなんでもないさ」と高を括っているのであれば許されることではありません。きちんと納入している生徒達のことを思うと胸がいたくなります。その心境はどうであれ、納入意識の欠落は何からくるのでしょうか？

高校授業料と同様に小学校・中学校においては、給食費の滞納が相当な額であると聞いています。

授業料にせよ給食費にせよ納入意識の高揚が必要不可欠であることは言い尽くされてきた言葉であります。当然にして、周知・督促・面談・家庭訪問等々全国どこの高校においてもその手だてを講じてきたことでしょう。

しかしながら、なぜ、改善がみられないのでしょうか。

その理由として、生徒・保護者の納入意識の低さはもちろんのことですが、「授業料徴収イコール事務の仕事」という教職員の意識が拍車をかけていることも否めません。

そこで本校では、教員を中心とした指導態勢を構築することが納入改善につながると考え、基本に立ち返ることにしました。

それはまず、教職員に「授業料とはなんであるかを認識させる」ことでありました。

対応策として、3本の柱を立てました。

ひとつに、『「納入義務側」と「徴収側」双方の意識の改革』であります。

4月の職員会議において「授業料等納入指導協力依頼」（別添資料 ）により「授業料について」と「滞納の現状」を報告しました。

予想していたとおり、意識の低い教員もあり、「生徒が可哀想だ」「何故、担任がするのか?」という意見が聞こえてきました。その言葉は「事務職員は何をするのか」と言わんばかりでしたが「納入義務者は誰であるか、指導すべきはだれであるか」を粘り強く説明したところ、理解と協力を得ることができました。

ふたつ目に『役割分担の明確化』を立てました。

歳入担当は保護者への納入依頼と督促。担任は生徒の納入指導、保護者への督促依頼。加えて、家庭訪問。さらに、管理職の指導効果を期待して、会議等全体の場において管理職から滞納状況の報告、生徒及び保護者面談をお願いしました。

みつつ目に、『対外競技派遣規約の履行』を強固にし、滞納者の派遣を認めないとして部顧問の強力な指導も仰ぎました。

このようにして徐々にではありますが、学校全体での指導体制を整えました。

減免制度の推奨

イ．平成21年度一括申請者数111人、決定者76人

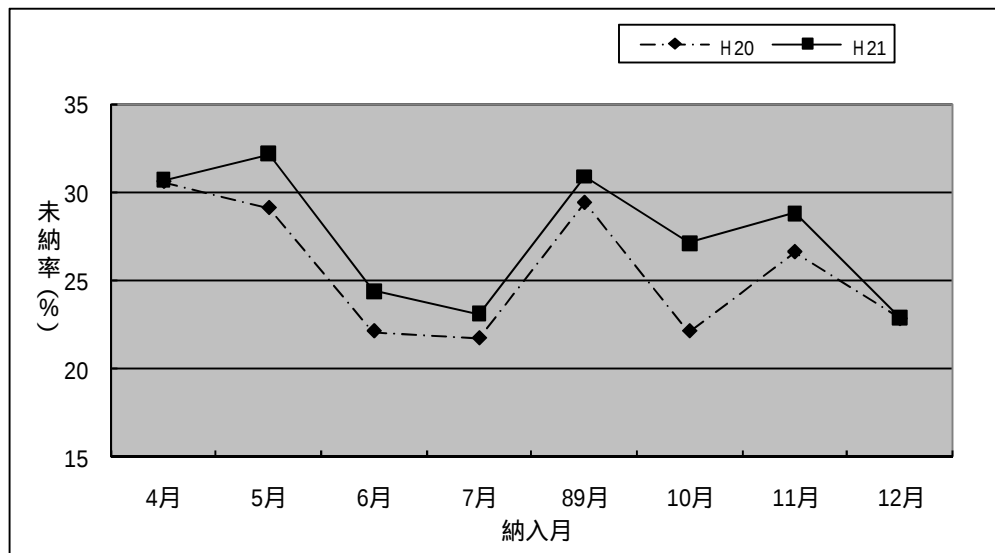
ロ．中途申請者数9人、決定者7人、申請に応じない者3人

次に、【表 2】をご覧ください。

平成 20 年度及び 21 年度の期限内未納状況です。

2 期限内未納状況（平成 20 年度、平成 21 年度）

【表 2】



ご覧のとおり、未納率が 30% を超える月もあり、ひとクラス平均 8 名、多いクラスでは 20 名程の未納者がいました。

11 月までの問題点として

前年度と比較して、未納者が増加傾向にあること。

期限内納入率は低く毎月 100 人以上の未納者がいること。

3 月分以上の滞納者が多く、8 月分滞納者もいること。

納入意識の高揚ができていないこと。

授業料減免制度及び奨学金の適用率が低いこと。

出席停止、退学措置の規則・学則の適用ができていないこと。

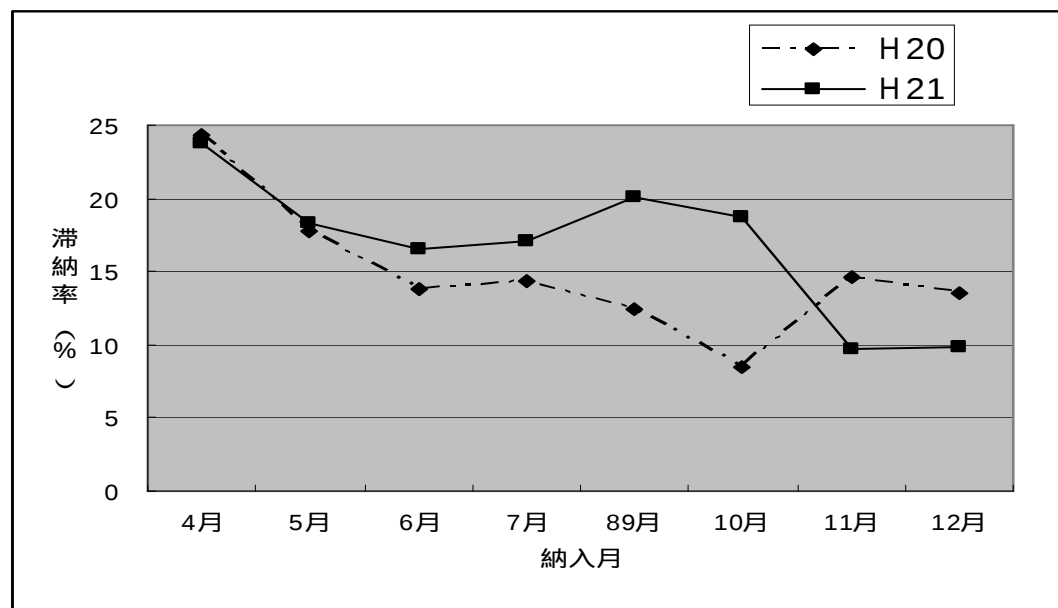
があげられます。

学校全体の指導態勢を整えたにもかかわらず、平成 21 年度の期限内未納者は前年度に比べ増加していますが、このことは、複数月滞納者が多いことから「期限内納入率を上げること」ではなく「長期滞納者をなくすこと」を目的とし、3 月以上の滞納者に絞り込んだ督促態勢であったことが理由であると考えられます。

続いて、表3をごらんください。

平成20年度と21年度の月末における滞納状況の比較です。

【表3】



10月までの問題点として、当月で納入せず滞納していく生徒が多くいる状況があげられます。4月～10月の平均滞納率は平成20年度15.2%、平成21年度19.1%となっており、21年度は前年度より約4%高くなっています。人数にして毎月末平均91名の未納者がいる状況であります。

再三の督促通知、電話連絡、面談指導、家庭訪問を行い、経済状況が厳しい家庭には授業料免除申請を推奨しましたが、なかなか改善が見られませんでした。

確かに、「学習を保障する」ことはとても重要なことであります。しかしながら、「授業料を納めずして学習の保障はない」、「義務の履行」の上に「権利の主張」があることを指導することも教育のひとつではないでしょうか。

毎月督促業務に追われ、時間と労力と経費を必要以上に費やしているような気がしてなりませんでした。

滞納者の大半は、授業料減免の条件に当てはまらない家庭状況にあることから「納入できない」ではなく「納入しない」のであると考えられます。それは納入意識の欠落であり、規則・学則の周知を徹底し「出席停止」を講ずる必要があると考えました。

そこで校長へ理解を求め、11月分授業料より「出席停止」を行うこととなりました。

【表4】出席停止周知後における滞納月数(4～12月)の推移

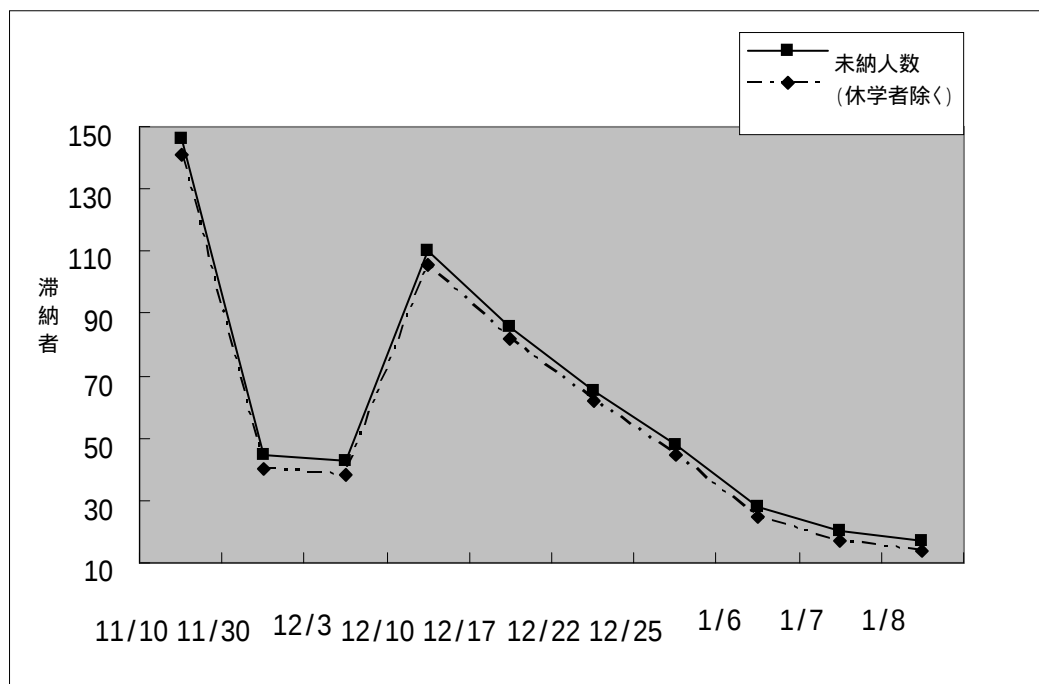


表4をご覧ください。「出席停止」周知後の滞納者の推移です。

11月10日における滞納者は146人、月数にして233月、11月末には45人、99月と激減しています。1月8日現在では17人、28月。劇的な改善がみられました。「出席停止」措置は本校の授業料徴収に効果的であったと考えられます。

劇的な改善が図られたものの、まだまだ、問題を含んでいます。休学・退学者の納入指導です。滞納月数20月。人数にして4人ではありますが、在学意志のない言い換えれば学校から遠ざかった生徒に対し、如何にして納入させるかという点であります。

休学や中途退学には様々な要因が複雑に絡み合っています。簡単には納入しないことが想定されました。納入してくれるまで、担任・担当・管理者がスクラムを組んで取り組む以外はありません。3者によるたび重なる電話連絡・面談・家庭訪問を行い、2月までに1名、3月中旬までに2名は納入を果たしました。

さて、ここで、出席停止に踏み切った際の状況をいくつか紹介します。

11月の臨時職員会議において、校長が「出席停止」を講ずると提言しました(資料3)

その後、担任自ら滞納状況の確認に事務室に足を運ぶなど、担任に変化が生まれました。一担任の小さな行動ではありますが職員全体の意識の高揚へ繋がる

大きな一歩であり、職員間に「授業料徴収の空気」が満ちてきたことは言うまでもありません。

加えて、「授業料等にかかる規則の周知並びに適用について」（資料4）を保護者へ送付したところ大きな反響がありました。

土・日にもかかわらず10数件の問い合わせがあり、多くは「自分の子供は納めてあるか」というもので、保護者が授業料に対し関心を持っていたかと実感した出来事でありました。

ところで、本校の「出席停止」は、その意味に矛盾しますが「猶予願い」を最大限に活用しました。

たとえば、複数月滞納者の場合、ひと月分を納入し残額については猶予願いを出せば出席停止をしません。「猶予願い何度も出す」ことを存分に活用し学習の保障をするとともに、生徒・保護者に授業料への意識を植え付けるきっかけにするためであります。その結果、出席停止周知後は、生徒・保護者の事務室への来室が後を絶ちませんでした。

猶予願いの更新の更新をする生徒、分割納入を続けている生徒、自身の財布から0.5月分を納入した生徒、8月分を一括納入した保護者等々。その対応のせわしさは嬉しいものでありました。

なかには、出席停止措置が登校意欲を湧き起こしたと思われる事例もあります。授業妨害、服装容儀で再三の指導を受け、修得単位不足で卒業が危ぶまれている生徒ですが、出席停止の通知を握り事務室に飛び込み、猶予願いを出し、『良かった。ありがとうございます。』と一礼し走り去りました。その姿に「学校の必要性」は誰よりも生徒が考えていることではないだろうかと妙にうれしくなりました。

滞納は「納入意識の低下」ではなく「授業料に関心がなかった」ことではないかと考えさせられる出席停止措置でありました。

（学校教育の落とし穴）

さて、出席停止を措置することにより納入は改善し、滞納者は激減しました。徴収事務も煩雑さがなくなり、個別に対応しやすくなりました。「学校一丸となった指導態勢が如何に大事であるか」が実証されたことだと考えます。

学校の主役は生徒です。生徒がいるから学校があり規則があります。

出席停止を解除され走り去った生徒を思い出すにつけ、「教育」とはなんであるかを考えさせられました。

「教育とは人間と人間の営みである」とも言われます。人間と人間の営みにおいて、なくてはならないもののひとつに「金銭」があります。

学校は「何をすべきか」よりも「何をしてあげられるか」、掘り下げた教

育も必要でないでしょうか。

多様な生徒がいる昨今において、金銭教育は「してあげられる」ことのひとつであると考えます。

終わりになりますが

「子どもの貧困」という言葉を耳にすることが多くなりました。

日本の子どもの貧困率は約 14%。約 7 人にひとりが貧困状態にあるとの数値があります。

貧困の解消には、医療、住居、生活安定などが揚げられますが、なによりも、「教育の保障」をすることだと考えます。

授業料の無償化が決定した今、学費の軽減はできました。言葉を変えれば「学ぶ権利が保障される」ことです。もちろん、喜ぶべきことです。しかしながら、「授業料滞納はある面では学校の指導不足でもある」また、滞納を「学校の危機管理の問題」としてではなく「社会全体の教育費負担の在り方の問題として捉える必要があった」と反省する必要はないでしょうか。

さて、授業料無償化に伴い校納金の納入意識はどう変わるのでしょうか。

納入意識云々もさることながら、学校は徴収金のさらなる精選と軽減を図る必要があるでしょう。

授業料無償化は金銭感覚の欠落した子どもを社会に送り出すことになりかねないか懸念されるところです。